

福岡県肝疾患専門医療機関の指定について

1 福岡県における肝疾患診療体系について

福岡県では、肝疾患の医療水準の向上と肝炎対策の均てん化をより一層推進するため、肝疾患診療連携拠点病院（久留米大学病院）を中心に、肝疾患専門医療機関（67医療機関）や治療医療機関と連携し、肝疾患患者が良質かつ適切な医療を受けられるよう、肝疾患診療体制を構築し整備を図っている。

2 福岡県の治療医療機関と肝疾患専門医療機関の指定要件

(1) 福岡県の治療医療機関の指定要件

福岡県の治療医療機関は、次の1)～7)を満たす医療機関として福岡県と契約している県内外の医療機関。

※ 治療医療機関とは

慢性肝炎の患者に対し、初期治療導入及び副作用に係る検査・治療をウイルス肝炎の専門医師と連携して実施することが可能である医療機関。

【福岡県における治療医療機関の指定要件】

- 1) 陽性者を確実に受診勧奨すること（検査医療機関であること）
- 2) 肝炎医療従事者研修会への参加をすること
- 3) 厚生労働省「B型及びC型肝炎治療の標準化に関するガイドライン」に準じた診断、治療を実施すること
- 4) 慢性肝炎の患者に対し、初期治療導入及び副作用に係る検査・治療をウイルス肝炎の専門医師と連携して実施することが可能であること
- 5) 肝炎治療受給者の治療経過を治療終了後又は治療中止後に肝炎対策協議会へ報告すること（診断書を記入した医療機関のみ）
- 6) 指定検査医療機関、保健所が実施する肝炎ウイルス検査で感染が疑われた患者の受診状況については最寄りの保健所、また、精密検査報告書については指定検査医療機関へ報告すること
- 7) 「福岡県肝炎対策協議会」から助言を受けた場合には、これを参考に適切な検査、治療等を実施すること

(2) 福岡県肝疾患専門医療機関の指定要件

福岡県の肝疾患専門医療機関は、県と契約している県内の治療医療機関（1）のうち、次の指定要件①～⑩を満たす医療機関から申請を受け指定している。

【福岡県における専門医療機関の指定要件】

- ① 施設内に、一般社団法人日本肝臓学会が認定した肝臓専門医が1名以上常勤している。（非常勤でも可。その場合、医療機関と専門医の連携・連絡が密にとれる体制であること。）
- ② C型慢性肝炎・代償性肝硬変に対するインターフェロン療法の導入（初期導入）が2年間（平成26年4月1日から平成28年3月31日）で概ね5件以上あり、かつ、インターフェロンフリー療法の導入（初期導入）実績がある。
- ③ B型慢性肝炎に対するインターフェロン療法あるいはB型慢性肝炎・肝硬変に対する経口抗ウイルス薬の投与実績がある。
- ④ 毎月、継続的なウイルス性肝疾患の診療実績がある。
- ⑤ インターフェロン療法を導入する時に必要となる内科、精神科、眼科、皮膚科など複数の診療科との連携ができる。
- ⑥ 肝炎ウイルスによって引き起こされる肝外病変に対して、他診療科（内科全般、皮膚科、眼科、耳鼻咽喉科、歯科など）との連携ができる。
- ⑦ 救急対応が可能である。
- ⑧ 過去5年間にウイルス性肝疾患に関する研究事業報告（学会誌等の原著・症例・総説等、その他学会報告として抄録等による記録があるもの）が1つ以上ある。申請する施設名の入った研究報告とし、共同研究も可とする。
- ⑨ 医療機関における肝炎ウイルス無料検査の陽性者について県へ報告をする。
- ⑩ ウイルス性肝疾患の治療において、地域のかかりつけ医との紹介・逆紹介に努めている。

※ 注記：2次医療圏に専門医療機関が確保できないときは、①～⑩に満たないことがあっても、他の医療機関から協力を得られる体制を確保することで肝炎診療ネットワークを構築することが可能であれば、その医療機関を指定することができる。

(3) 福岡県肝疾患専門医療機関の指定

平成29年4月1日～平成31年3月31日までの福岡県肝疾患専門医療機関として、別紙4の67医療機関を指定した。

【参考】福岡県肝疾患専門医療機関の研修会への参加について

(1) のとおり、福岡県肝疾患専門医療機関は、福岡県と契約している県内の治療医療機関（1）の中から指定していることから、指定要件2）肝炎医療従事者研修会に参加する必要がある。